明石市労働組合連合会

会計年度任用職員の処遇改善を求める要請書

地方自治の確立にむけた貴職のご尽力に心より敬意を表します。

さて、地方自治体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提としつつも、自治体で働く会計年度任用職員等は 2020 年総務省調査によると全国で約70万人とされ、地方行政の重要な担い手となっています。

適正な任用・勤務条件の確保を目的に、2020年4月から会計年度任用職員制度がスタートし、各種休暇制度の確立や「期末手当」の支給など、「官製ワーキングプア」の状況からは一定程度改善しましたが、常勤職員との均衡・均等、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況は変わっていません。さらに、人事院勧告では2年続けて期末手当の削減が勧告されるなどしており、諸手当のうち期末手当しか支給されていない短時間勤務の会計年度任用職員にとっては到底納得いくものではありません。良質で安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定がはかられることが必要です。

ついては、早急に、下記の点について対応していただくよう要請します。

記

- 1. 国の非常勤職員との均衡を踏まえ、すべての会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるよう、地方自治法の改正を国に要求すること。
- 2. 会計年度任用職員の給与・報酬に関して、地方公務員法第24条の職務給の原則を踏まえ、常勤職員との均等をはかること。
- 3. 行政サービスの質の確保のため、会計年度任用職員の雇用安定をはかること。
- 4. 会計年度任用職員に係る財源の確保については、自治体責任において確保するとともに、国に対しても必要な措置を要求すること。
- 5. さらなる制度改善にむけ、職員団体・労働組合との交渉・協議を積極的に進め、合意を前提とすること。